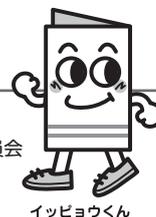


2月3日(日) 7時~20時

愛知県選挙管理委員会
啓発キャラクター



愛知県知事選挙の投票日です

【問合わせ】 半田市選挙管理委員会 ☎84-0613

愛知県知事選挙は、1月17日(木)に告示され、2月3日(日)7時~20時に投票が行われます。

投票は市内28か所の投票所で行われ、開票は投票日の21時15分から「市役所大会議室」で行います。なお、開票状況は、市ホームページでご覧ください。



投票できる方(選挙資格) ———○

次のいずれにも該当する方

- ①平成13年2月4日以前に生まれた方
- ②半田市内に住所を有する方(平成30年10月16日(火)以前に転入届をされ、引き続き平成31年1月16日(水)まで住民基本台帳に記録されている方)

住所移転した場合 ———○

- ①愛知県内の市町村に転入をされた方：転入の時期によって投票できる場所が異なります。以下の表をご覧ください、お間違えのないようにしてください。

	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
他の都道府県から 転入された方	平成30年10月16日以前	○		
	平成30年10月17日以降			○
愛知県内の他の 市町村から転入された方	平成30年10月16日以前	○		
	平成30年10月17日以降		○(※)	

※旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書の提示または引き続き県内に住所を有する旨の確認申請」を行い、引き続き愛知県に住所を有することの確認を受ける必要があります。期日前投票を行う際も同じです。

- ②県外へ転出された方：投票するまでに県外へ転出された方は、投票できません。

投票所入場券を郵送します ———○

選挙資格がある方には、投票所入場券を郵送します。投票所入場券は、世帯ごとに5名まで記載されています。投票所へお越しの際は、切り離してお持ちください。

※投票日までに投票入場券が届かない場合、または紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

■選挙公報を配布します

選挙公報は、郵便受けへの投函などにより配布します。また、市内公共施設にも設置します。

■車いすの必要な方へ

投票所には、車いすが配備されておりません。投票の際に車いすが必要な方は、事前に選挙管理委員会(総務課)までご連絡ください。

■投票・開票速報

投票・開票状況は、順次、市ホームページに掲載しますので、ご覧ください。